

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等

1. 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものを景観重要建造物に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

景観重要建造物を指定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとしてします。

(1)	その地域の歴史や文化を感じさせるもの
(2)	故事、伝承にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの
(3)	地域の良好な景観形成の規範となるもの
(4)	ランドマークとしてデザイン性に特に優れたもの

2. 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成に重要な役割を持ち、道路などの公共の場所から望見されるものを景観重要樹木に指定して、積極的にその保全及び活用に努めます。

景観重要樹木を指定する場合は、以下のいずれかの項目に該当するものとしてします。

(1)	その地域の歴史や文化を感じさせるもの
(2)	故事、伝承にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの
(3)	地域のシンボルとして美しい樹容を有するもの
(4)	まちなみに溶け込み親しまれ景観の形成上重要な位置にあり、地域の良好な景観形成を進めるうえでその保全が求められるもの